## 平成 30 年度 教育委員会事務事業監査実施要領

- 1 根 拠 法 令 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項
- 2 監査対象及び実施基準
- (1)教育委員会事務局各課、指導室、教育研究所 ----毎年実施
- (2) 小・中学校、幼稚園、林間学校------おおむね3年に1回実施
- (3) 各課、室、所、小・中学校、幼稚園、林間学校単位で実施する。
- 3 監査実施対象数(平成30年度) 学校配置計画課が平成30年度新設
- (1)教育委員会事務局各課、指導室、教育研究所

合計 6か所

(2) 小学校 26 校、中学校 12 校

合計 38 か所

- 4 日 程
- (1)監查委員監査

期 間 ア教育委員会事務局

平成 30 年 9 月 3 日(月)~平成 30 年 9 月 4 日(火)

イ 小・中学校

平成 30 年 11 月 2 日 (金)~平成 31 年 1 月 30 日 (水)

開始時間 午前は9時30分開始、但し、9月3日の初日のみ9時開始、午後は1時15分開始。

但し小・中学校 は、上記開始時間の午前 9 時 30 分、午後 1 時 15 分をそれぞれ本庁出発時刻と読み替える。

午前中の監査委員監査で、引き続き学校給食の試食をとる 2 校の本庁舎出発時刻は、午前 10 時 30 分(別紙 2 の 2 参照)

(2)事務局監査

期 間 ア 教育委員会事務局

平成 30 年 9 月 3 日 (月) ~ 平成 30 年 9 月 5 日 (水)

イ 小・中学校

平成 30 年 11 月 2 日 (金)~平成 31 年 1 月 30 日 (水)

開始時間 午前9時30分頃開始、全日とする。

- 5 会 場
- (1)教育委員会事務局 ------- 監査委員室及び 401 会議室

## 6 監査の範囲

平成29年度から、今回監査当日までの事務事業とする。

### 7 監査の方法

監査委員は、関係職員の出席を求め、事前に提出された調書等を基に説明を受け、 質疑応答による監査を実施する。

監査委員事務局は、監査委員の命を受け、監査基本計画に基づき、事務局、学校から必要な関係資料、帳簿等の提出を求め、調査及び聴取を行う。

また、財務会計システム、文書管理システム及び庶務システム内に保管されている情報も活用する。

## 8 監査の着眼点

以下の観点を主眼として実施する。

- (1)運営は教育目標に基づき行われているか。
- (2) 運営は経営方針に基づき行われているか。
- (3)全体の管理運営は適正に行われているか。
- (4)予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- (5)事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (6) 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。
- (7)契約の締結及び履行が適正に行われているか。
- (8) 滞納整理、不納欠損処分が適時かつ適正に行われているか。
- (9)各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- (10)前回の指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

### 9 個別項目

#### (1)教育委員会事務局

財務諸表における相互間の総括的な整合性、継続性及び予算執行サブシステムと公有財産・備品・インフラ等サブシステムとの整合性の確認を行うとともに、「財務諸表・財務レポート」の有効活用について、各課(室・所)長の説明に基づき監査委員による聴取を行う。

## (2)小・中学校

各学校における児童・生徒の個人情報保護の管理が適正に行われているかを確認 する。

# 10 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、資料の提出を求める。

## 11 監査結果の公表等

地方自治法第 199 条第 9 項により、区長等に提出し公表する。 公表の方法は、江戸川区監査委員条例第 5 条の規定により行い、江戸川区ホムーページに掲載する。

12 その他必要な事項は監査委員が定める。